試験地　愛知県
540001　540003　540004　540005　540006　540009
試験地　大阪府
550001　550009　550012　550013　550014　550015　550017　550018　550019　550021　550023
550024　550025
試験地　広島県
570001　570003　570004　570005
試験地　香川県
580001　580003　580004　580005
試験地　福岡県
590003

一般計量士（計量法施行規則第63条第２項の規定による試験科目の免除を受けていない者）
試験地　北海道
600002　600008　600024　600028　600031　600036　600037　600040
試験地　宮城県
610005　610008　610012
試験地　東京都
620014　620043　620049　620056　620063　620064　620065　620066　620067　620070　620091
620093　620098　620103　620150　620162　620171　620188　620189　620202　620206　620209
620211　620216　620221　620225　620226　620228　620233　620246　620247　620256　620272
620289　620291　620305　620313　620315　620325　620326　620330　620331　620336　620345
620348　620354　620355　620356　620365　620372　620377　620380　620381　620384　620388
620392　620412　620424　620426　620428　620433　620436　620437　620443　620454　620456
620460　620468　620475　620476　620480　620491　620505　620509　620512　620513　620523
620534　620541　620550　620554
試験地　愛知県
640001　640005　640021　640022　640032　640044　640063　640090　640097　640108　640111
640116　640127　640137　640154　640179　640183　640198　640200　640206　640213
試験地　大阪府
650002　650007　650015　650020　650030　650034　650036　650045　650053　650055　650057
650064　650074　650075　650081　650095　650105　650107　650108　650119　650120　650121
650126　650129　650130　650131　650140　650148　650151　650152　650154　650155　650157
650161　650171　650175　650179　650197　650215　650258　650261　650263　650268　650279
650295　650304　650305　650309　650310　650313　650314　650319　650320　650331　650336
650341　650351　650361　650390　650394　650397
試験地　広島県
670001　670004　670007　670008　670012　670022　670035　670036　670043　670055　670075
試験地　香川県
680002　680003　680009　680010　680039　680078
試験地　福岡県
690002　690003　690005　690006　690018　690031　690033　690038　690039　690050　690053
690073　690097
試験地　沖縄県
695002　695009

合格者数　1,169名

公　告

諸　事　項

特恵関税に関する特定特恵鉱工業産品等の輸入額等の公告

関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第32条の規定に基づき、平成22年４月１日から平成22年４月30日までの間における特定特恵鉱工業産品等の輸入額等を次のように公告する。

平成 22 年５月 31 日　　財務大臣　菅　直人

特定特恵鉱工業産品等の輸入額等

（平成22年４月１日から平成22年４月30日まで）

項名	品目	主な品名	限度額等	輸入額等	単位	係数	備考
1	関税定率法別表（以下この表において「関税率表」という。）第2825・80号に掲げる物品のうち　三酸化アンチモン	三酸化アンチモン	2,989,105	1,699,000	ＫＧ	0.0	平成22年５月18日適用停止 中華人民共和国
2	関税率表第2849・10号に掲げる物品 関税率表第2849・90号に掲げる物品のうち　炭化ほう素、炭化ニオブ及び炭化タンタル以外のもの 関税率表第2852・00号の２の(3)に掲げる物品のうち　水銀の炭化物	カーバイド等	824,255	637,332	千円	0.0	平成22年５月18日適用停止 中華人民共和国
3	関税率表第2905・44号に掲げる物品	ソルビトール	1,130,530	95,704	千円	0.2	
4	関税率表第2906・11号に掲げる物品	メントール	286,234	75,561	千円	0.8	（インド） 41,392千円
5	関税率表第2918・14号に掲げる物品	くえん酸	185,166	361,370	千円	0.6	平成22年５月18日適用停止 全特恵受益国等
6	関税率表第2918・15号の１に掲げる物品	くえん酸カルシウム	10,139	6,973	千円	0.0	平成22年５月18日適用停止 中華人民共和国